

第13回 木曾三川下流域自然再生検討会

【自然再生実施箇所を選定結果について】

令和3年3月

国土交通省 木曾川下流河川事務所

自然再生箇所の決定の流れについて

自然再生箇所決定のフロー

STEP1 水際環境を8区分に分類

STEP2 自然再生必要区間の選定

物理条件等から再生の実施が困難な箇所は自然再生の候補区間から除外。

STEP3 自然再生実施箇所の決定

自然再生検討会による審議、物理環境面（流況、土砂の堆積しやすさ、水際勾配等）からの評価や治水対策の状況によって最終的な自然再生実施箇所を決定する。

- ヨシ原、干潟、ワンドについて、過去と現在の植生図等から水際での分布状況を判読し、その結果から現状の水際環境を8区分に分類。

過去	現況	区分	再生等の基本的な考え方
干潟、ヨシ原、ワンドが存在していた	良好な状況にある	①過去から良好な水際環境が存在する区間	保全候補箇所
	消失傾向にある	②過去にあった良好な水際環境が消失傾向にある区間	再生候補箇所 保全候補箇所
	消失した	③過去にあった良好な水際環境が消失した区間	再生候補箇所
自然再生を実施した箇所	良好な状況にある	④再生整備により良好な水際環境が回復した区間	保全候補箇所
	不良・課題あり	⑤再生整備を行ったが、課題がある区間	再生候補箇所 (追加の対策実施を検討する箇所)
	モニタリング中	⑥再生後のモニタリングを実施中の区間	中長期モニタリングの結果を以って判断
	施工中	⑦再生整備実施中の区間	整備を継続
干潟、ヨシ原、ワンドが存在していない	存在しない	⑧良好な水際環境が存在しない区間	非対象 (連続性が確保できる場合は創出を検討)

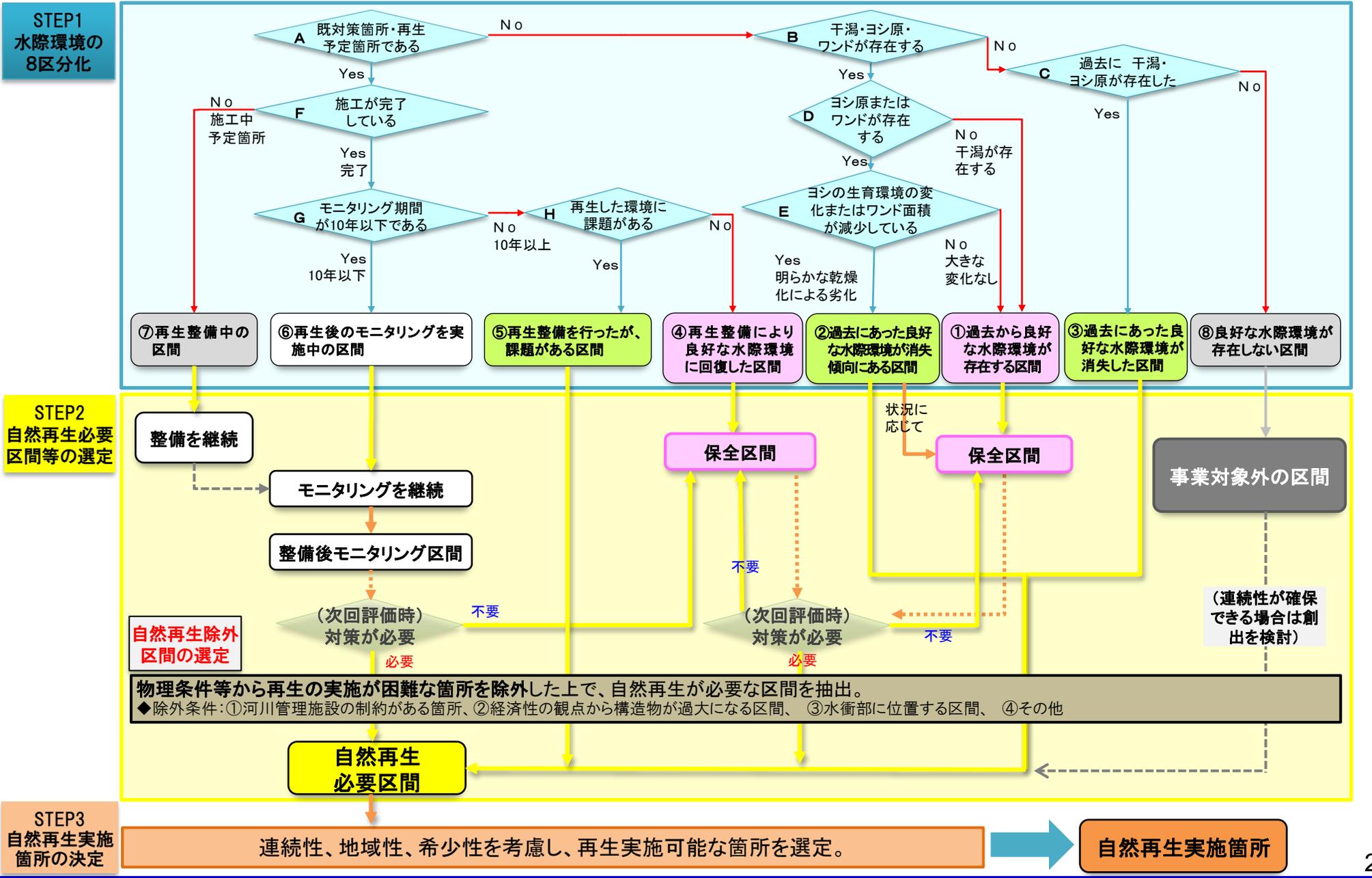
※湿生草本の面積がH19の面積に比べ30%以上減少し、H29の陸生草本またはヤナギ類の面積がH19の面積に比べ30%以上増加している区間

- 物理条件等から再生の実施が困難な箇所を除外した上で、自然再生が必要な区間を抽出。
- 以下に示す事項を考慮し、再生実施可能な箇所を選定。

【自然再生実施箇所を決定する際に考慮する項目】

項目	該当する条件
連続性	自然再生により、良好な水際環境の連続性が確保できる箇所
地域性	地元要望のある箇所、地域との連携が実施しやすい箇所
希少性	干潟、ヨシ原、ワンドの環境に依存する生物の減少が確認されている箇所

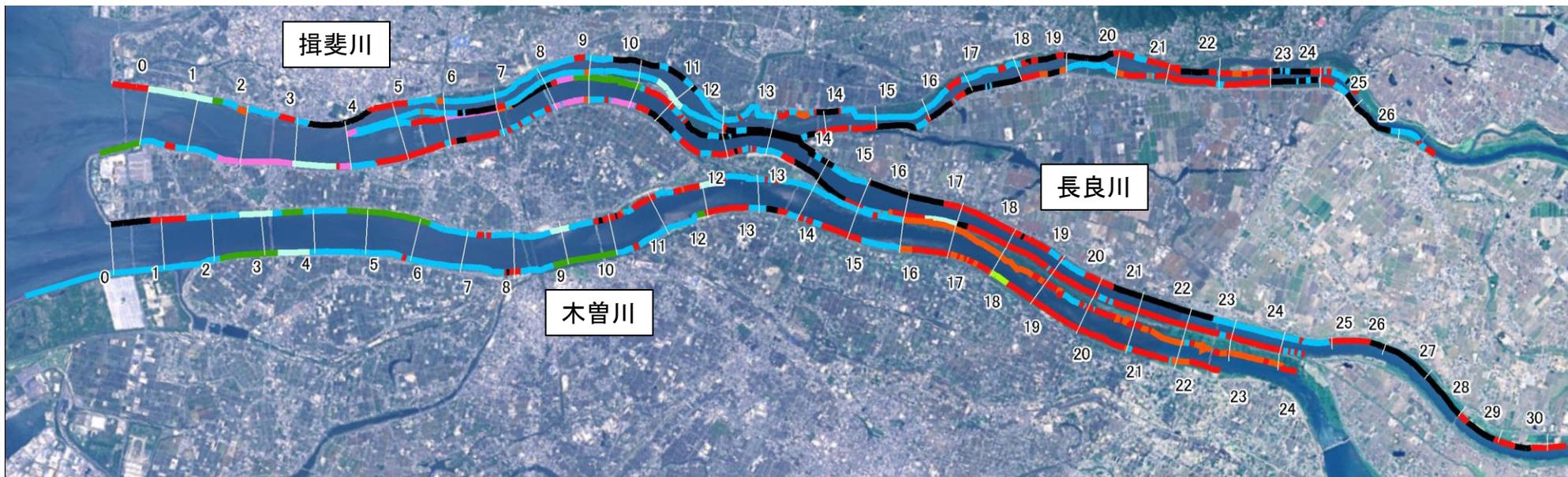
自然再生箇所決定の詳細フロー



自然再生必要区間の抽出

STEP1 水際環境の8区分結果

前述のフローに従い、ヨシ原、干潟、ワンドについて、過去と現在の植生図等から水際での分布状況を判読し、その結果から現状の水際環境を8区分に分類。



凡例

- ① 過去から良好な水際環境が存在する区間
- ② 過去にあった良好な水際環境が消失傾向にある区間
- ③ 過去にあった良好な水際環境が消失した区間
- ④ 再生整備により良好な水際環境が回復した区間
- ⑤ 再生整備を行ったが、課題のある区間
- ⑥ 再生後のモニタリングを実施中の区間
- ⑦ 再生整備実施中の区間
- ⑧ 良好な水際環境が存在しない区間

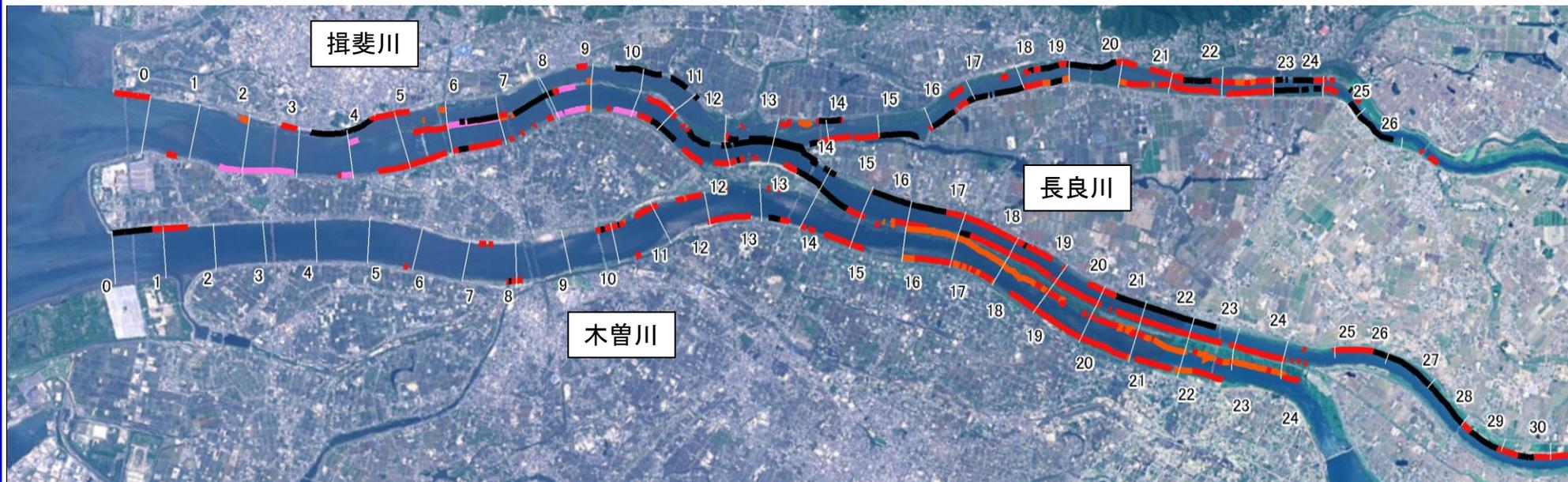
表 判読資料の作成年度

河川名	横断面図		植生図		衛星写真	
	過去	現在	過去	現在	過去	現在
木曽川	S38	H27	S50	H29	S41	H28-29
長良川	S37	H27	S50	H29	S41	H28-29
揖斐川	S39	H27	S50	H29	S41	H26, H28-29

自然再生必要区間の抽出

STEP2 自然再生必要区間の選定

前述の8区分の内、②過去にあった良好な水際環境が消失傾向にある区間、③過去にあった良好な水際環境が消失した区間、⑤再生整備を行ったが、課題がある区間、⑧良好な水際環境が存在しない区間(連続性が確保できる場合は創出を検討)を自然再生が必要な区間として抽出した。



凡例

- ②過去にあった良好な水際環境が消失傾向にある区間
- ③過去にあった良好な水際環境が消失した区間
- ⑤再生整備を行ったが、課題のある区間
- ⑧良好な水際環境が存在しない区間

自然再生必要区間の抽出

STEP2 自然再生必要区間の選定(除外条件の設定)

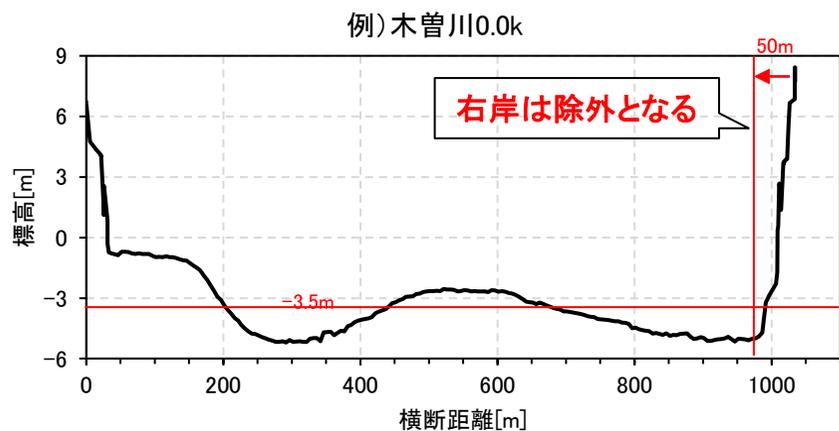
物理条件等から再生の実施が困難な箇所を除外した上で、自然再生が必要な区間を抽出。

①河川管理施設の制約がある箇所

樋門、樋管、水門、排水機場、船着場などがあり、管理上問題が生じる区間は選定しない。

②経済性の観点から構造物が過大になる区間

堤防前面50mの河床高がT.P.-3.5mより低い場所は除外する。河床高は、平成29年度の横断測量成果を使用している。



④その他

その他、利用の観点から再生が難しい箇所等を除外条件とした。

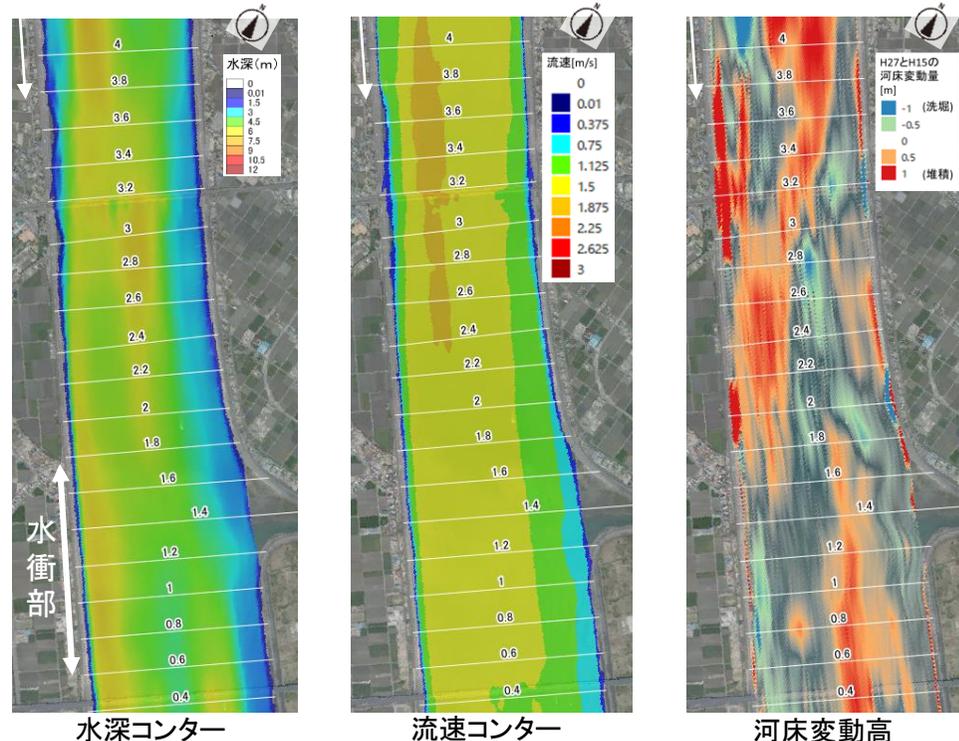
例)長良川右岸15k~17.8kのレガッタコース



③水衝部に位置する区間

- ✓ 安定性の観点から、水衝部に位置する箇所は除外する。
- ✓ 航空写真、横断測量成果に基づく河床変動高、平面二次元流況計算(平均年最大流量流下時)結果の流速コンターおよび水深コンターから総合的に判定。
- ✓ 河床変動高は平成年代(過去約30年間)の横断測量成果を参照した。
- ✓ 平面二次元流況計算は、地形高にH29の横断測量成果を用い、下流端水位を期望平均満潮位として計算を実施した。

木曽川河口部周辺における水衝部判定例



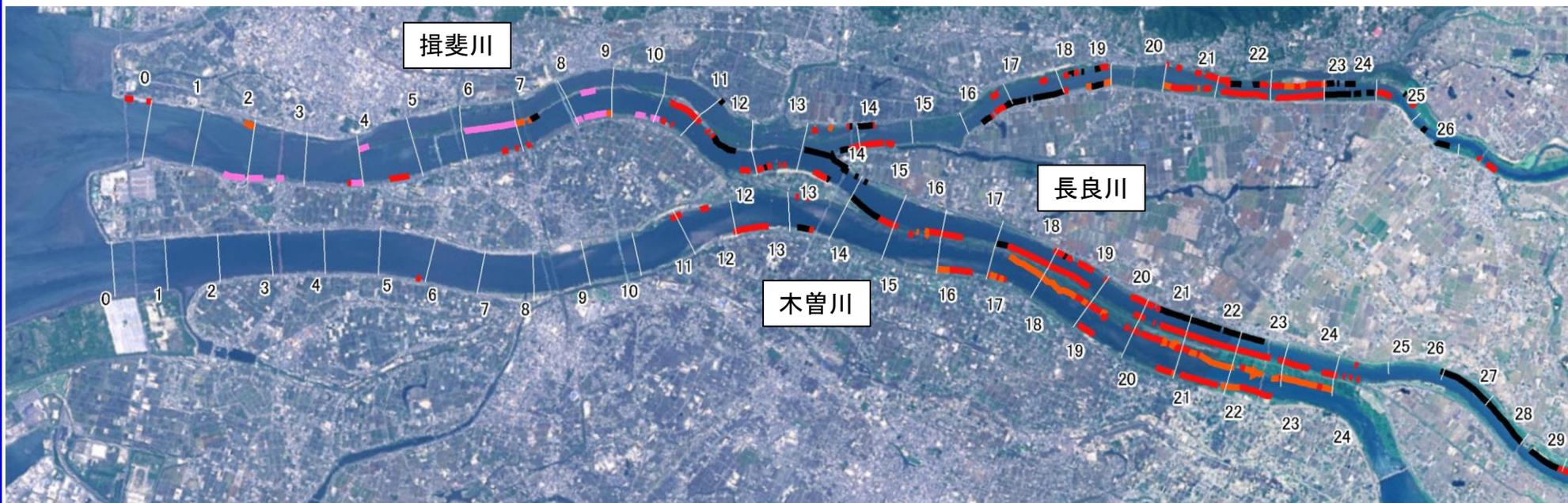
自然再生必要区間の抽出

STEP2 自然再生必要区間の選定(除外条件反映後)

②過去にあった良好な水際環境が消失傾向にある区間、③過去にあった良好な水際環境が消失した区間、⑤再生整備を行ったが、課題がある区間、⑧良好な水際環境が存在しない区間(連続性が確保できる場合は創出を検討)の内、**物理条件等から再生の実施が困難な箇所を除外した上で自然再生が必要な区間として抽出した。**

◆除外条件

①河川管理施設の制約がある箇所、②経済性の観点から構造物が過大になる区間、③水衝部に位置する区間、④その他
※除外条件に当てはまる箇所であっても、連続性、地域性、希少性が見込まれる箇所については再生を検討する。(STEP3で検討)



凡例

- ②過去にあった良好な水際環境が消失傾向にある区間
- ③過去にあった良好な水際環境が消失した区間
- ⑤再生整備を行ったが、課題のある区間
- ⑧良好な水際環境が存在しない区間

自然再生実施箇所の決定

STEP3 自然再生実施箇所の決定

- 前項で示した、自然再生必要区間について「**連続性**」、「**地域性**」、「**希少性**」を考慮し、再生実施可能な箇所を選出する。
- 自然再生検討会による審議、物理環境面（流況、土砂の堆積しやすさ、水際勾配等）からの評価や治水対策の状況によって最終的な自然再生実施箇所を決定する。
- 実施する自然再生メニューは自然再生実施箇所において、**昭和30年頃に存在していた水際環境の中から選定を行うが、劣化、消失した環境が複数ある場合は、再生箇所の上下流の繋がりを踏まえて決定する。**
- 自然再生必要区間に抽出された区間でも、**河川整備計画に記載されていない自然再生メニュー**及び河川整備計画において、**治水整備箇所**（河道掘削、横断工作物の改築、低水護岸整備、樋門・樋管・水門の整備、排水ポンプの整備、防災船着場）である場合、**再生は実施しない。**

【自然再生実施箇所を決定する際に考慮する項目】

項目	該当する条件	詳細条件
連続性	自然再生により、良好な水際環境の連続性が確保できる箇所	自然再生を実施することにより、上流と下流で良好な水際環境の分断が解消される場合には、連続性を確保できると考えられるため、優位に評価を行う。
地域性	地元要望のある箇所、地域との連携が実施しやすい箇所	・かわまちづくりとの連携箇所（木曾川右岸17.4k～24.0k（ケレップ水制ワンド再生箇所）） ・豊かな河川環境を支える養浜実施予定箇所（実施箇所は参考ページを参照） ・生態系ネットワークの観点から、ニホンウナギ生態系ネットワークとの連携箇所（木曾川右岸13.1k～22.75k）は優位に評価を行う。
希少性	干潟、ヨシ原、ワンドの環境に依存する生物が確認されている箇所	木曾川下流管内に生息する生物の観点から、干潟、ヨシ原、ワンド環境に依存する生物の減少が確認されている箇所は、優位に評価を行う。生物の生息状況の確認には、河川水辺の国勢調査の結果を用いる。

自然再生実施箇所の決定

- 前項で示した、STEPを踏まえ、**河川毎に自然再生の優先テーマを設定**し、重点的に自然再生を実施する箇所の抽出を行った。

河川	自然再生事業のメニュー	再生メニュー	岸	実施区間
木曽川	● ケレップ水制間におけるワンド再生と多様な自然景観の再生(かわまちづくりと連携)	ワンド再生	右岸	17.3k~24.0k
揖斐川	● 豊かな河川環境を支える干潟再生 ● 生物の移動可能な連続性のある環境の再生(ニホンウナギ生態系ネットワークと連携)	干潟再生	右岸	-0.5k~1.85k
			左岸	-0.8k~4.2k
長良川	● 再生したヨシ原の改善及び湛水環境を活かした新たな再生の検討	ヨシ原再生	右岸	6.0k~11.1k
			左岸	7.95k~24.05k

